

平成 26 年度 基礎評価シート

		担当部課等名	健康長寿課					
基本構想	生活の質の向上と定住人口の確保		重点的方針	1. 高齢者の安心な暮らし支援				
分野別方針	(3) 介護サービスの充実		実施計画事業	1) 介護サービス推進事業 (No.4)				
予算等事業名	介護認定調査等事業							
目的	介護保険サービスの適正な認定・給付・賦課徴収を行う。また低所得者への軽減補助を行う。							
内容	—							
根拠法令・条例等	介護保険法、介護保険条例							
体制	<input type="checkbox"/>	町職員実施	<input type="checkbox"/>	一部委託あり	<input type="checkbox"/>	全部委託	<input checked="" type="checkbox"/>	その他

中間評価(10月1日現在)

1) 実施計画に示す事業内容どおりに進捗しているか								
<input type="checkbox"/>	① 計画どおりに進捗している		<input type="checkbox"/>	② 計画より遅れている		<input type="checkbox"/>	③ 未実施	
②、③に対する理由								

2) 現時点の状況から次年度以降の経費の削減等は検討できるか								
<input type="checkbox"/>	① 検討できる		<input type="checkbox"/>	② 削減は困難				
理由								

3) 今まで以上の事業の効率化は図れるか								
<input type="checkbox"/>	① 検討できる		<input type="checkbox"/>	② 効率化は困難				
理由								

中間評価	A: 妥当性、有効性、効率性は良好のため現状維持 B: 妥当性・有効性・効率性は良いが、さらに改善の余地がある C: 事業の見直しが必要 D: 計画未実施のため継続の必要性がない(休止・廃止)				
	【説明】				

総合評価

実績	介護保険制度利用申請者に対し調査員3名で訪問調査を行い身体状況の確認を行った				
中間評価との相違点	—				
事業指標(数値指標)	調査件数				
前期(27年度)目標値	件(調査員の訪問件数)			【目標値の根拠または数値で表わせない指標】	
実績値	平成25年度	平成26年度	平成27年度	介護保険法、介護保険条例	
	1093				

事業費の推移と財源の内訳

(単位:千円)

		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
直接事業費		12,770	12,606				
財源内訳	一般財源	12,770	12,606				
	国庫支出金						
	県支出金						
	その他						

事業の項目別評価

妥当性	(1)公費を投入して実施することが妥当な事業か A:妥当 B:どちらかといえば妥当 C:妥当ではない	A
	【説明】 介護度を判定するために必要な調査である	
妥当性	(2)町が主体となって実施する必要があるか A:町が行わなければならない B:町が行ったほうがよい C:委託等の必要がある	A
	【説明】 新規、支援から介護への区分変更については町の調査委員が把握をしなければならないため	
有効性	成果が上がっているか A:十分成果が上がっている B:成果が上がっている C:成果が上がっていない	A
	【説明】 法に基づき調査をおこない適正な認定に結びついている	
効率性	費用をかけずに成果をあげているか A:適切である B:改善の余地がある C:効率的ではない	C
	【説明】 法に基づく調査のため費用をかけないで調査を行うことは困難である	
総合評価	A:妥当性、有効性、効率性は良好のため現状維持 B:妥当性・有効性・効率性は良いが、さらに改善の余地がある C:事業の見直しが必要 D:事業継続の必要性がない(休止・廃止)	A
	【説明】 介護度を判定するための基礎資料として適正に対象者の調査が行われている	
今後の方針 (課題・意見等を箇条書き)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査員としての人材確保を行う ・介護度の判定を行うための必要な資料であることから適正な訪問調査を引続き実施していく 	

◎評価者[担当主管課長]

<input checked="" type="checkbox"/> ① 現状維持	<input type="checkbox"/> ② 改善して町が実施	<input type="checkbox"/> ③ 改善して町以外が実施	<input type="checkbox"/> ④ 廃止
理由	介護保険の給付を受けるためには、市町村による要介護又は要支援の認定をうける必要があり、また、調査等や審査・判定に当たっては、公平性と客観性の観点から、全国一律の基準が用いられているため。		
今後の方向性	法改正などにより制度の見直しは行われるが、介護保険の制度については全国共通で実施される。高齢化に伴う被保険者の増加に対応した調査員の確保等が必要になってくる。		